

市民集会開催のお知らせ ～立憲主義から見た日本国憲法～

憲法は、国民の基本的人権を守るため、国家の権力行使に縛りをかける基本法であり、日本国憲法は国家の権力を縛る手段として権力分立を基本原理として統治機構を規定するものです（立憲主義）。ところが、その時々々の支配層の便宜などのために安易に憲法が改正できるとすれば、国民の基本的人権の保障が形骸化されるおそれがあります。

そこで、日本国憲法は、時の政権によって容易にこの枠組みを変えることのできないように、憲法改正には厳格な手続を定め、国会で十分な議論を尽くした上で、大多数の支持によって改正が発議されることを確保するように定められているのです。

そして、このように憲法改正には法律制定よりも重い要件を課すのが（硬性憲法）、近代憲法の原則でもあり、わが国の憲法と同様に基本的人権の擁護を至上の価値とする憲法を定めている諸外国においても、同様に採用されている仕組みです。

したがって、栃木県弁護士会では、2013年5月25日の総会において「当会は、憲法第96条を改正して憲法改正の発議要件を緩和することに、強く反対する。」との決議を採択し、当会人権公害委員会では本シンポジウムを企画しました。

是非ともご参加いただければ幸甚です。

日時 2013年8月3日（土）午後1時30分～午後4時

場所 栃木県宇都宮市駒生1丁目1番6号 栃木県教育会館小ホール

主催 栃木県弁護士会 共催 関東弁護士会連合会

【 入 場 無 料 】

1 基調報告

「憲法第96条の発議要件緩和に反対する決議」

川 上 淳（栃木県弁護士会人権公害委員会）

2 講演

「《手続きを踏む》ということ——96条先行改正論を問う」（仮題）

青井未帆 先生（学習院大学 教授）

プロフィール

所属学会：日本公法学会、全国憲法研究会、憲法理論研究会、他

研究テーマ：憲法上の権利の司法的救済、憲法9条論

お問い合わせ先 栃木県弁護士会

〒320-0036 栃木県宇都宮市小幡2丁目7番13号

電話 028-622-2008